

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和6年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 和解の相手方

市内在住 男性

2 和解の要旨

- (1) 上越市は、相手方に対し損害賠償金 615,838 円を支払うものとする。
- (2) 相手方は、上越市に対し損害賠償金 37,140 円を支払うものとする。
- (3) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生日月日 令和5年9月2日 午前9時47分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市北本町3丁目地内（県道上越安塚柏崎線と市道北本町春日山町線との交差点）
- (3) 事故の状況 当市の指定管理業務に従事する職員が、公務のため庁用自動車を運転し、交差点に進入したところ、交差点を右折していた対向車に衝突し、双方の車両の一部が損傷したもの